

2008年9月15日 一部改定

(太字下線部分が改定)

(社) 日本武術太極拳連盟太極拳指導員委員会

◎ 初段検定 合否基準：

下記の4項目を基本的に満たしていれば合格とする。

1. 歩型、身型、手型と動作の路線が、おおむね要求通りであること。
2. 立身中正が、おおむね保っている（臀部、上半身、頭部がおおむね中正であること。明らかな傾きは不可）。
3. 速度が、おおむね均一であること。
4. 定式において基本的に上下動作の協調一致があること。

◎ 2段検定 合否基準：

下記の7項目の「不合格基準」を設ける。7項目のいずれかに該当すると不合格とする。

1. 初段検定合否基準（1～4）を基本的に満たしていること。基準を満たしていない項目が**1項目でも**出現すると不合格とする。
2. **上歩と収脚時に**、外形的に明らかな「つぶれ」（=膝）、「ねじれ」（=膝）が複数回出現すると、不合格とする。
3. **過渡動作または定式時に、明らかな**「外れ」（=眼・頭部と手、体の方向が一致しない）が複数回出現すると、不合格とする。
4. 上歩から弓歩にいたる動作で、外形的に明らかな「前引き」（=速度が加わる前引き、先に膝をはっきりと曲げる弓歩）が複数回出現すると、不合格とする。
5. 手法：「推掌（注1）」の定式において、肘が明らかに伸びきったり、突っ張っている動作が複数回出現すると不合格とする。
また、「分掌（注2）」、「按掌（注3）」、「雲掌（注4）」および「掙（注5）」の定式と過渡動作で、肘が明らかに伸びきったり、突っ張っている動作が複数回出現すると不合格とする。
6. 歩法・身法：「上歩（注6）」の動作時に腰・体が明らかに正面に向いている動作が複数回出現すると、不合格とする。
また、「手揮琵琶」、「倒卷肱」の定式で、腰・体が明らかに正面に向いている動作が複数回出現すると、不合格とする。
7. 第1「3点セット」（ゆっくり、均一に、ゆるめながら）から明らかに逸脱していると、不合格とする。

※ 上記の5. および6. の（注1～6）の動作は、24式太極拳における下記の動作に限定して判定する。

- （注1）「推掌」＝ ①接膝拗歩、②倒卷肱、③左攬雀尾「前按」、④右攬雀尾「前按」、⑤高探馬、⑥穿梭、
⑦閃通臂、⑧如封似閉、の8動作
- （注2）「分掌」＝ ①野馬分鬃、②白鶴亮翅、③左攬雀尾「弓歩棚」、④轉身右攬雀尾、⑤轉身右攬雀尾「弓歩棚」、⑥右蹬脚、⑦轉身左蹬脚、⑧十字手、の8動作
- （注3）「按掌」＝ ①起勢、②左攬雀尾「下按」、③右攬雀尾「下按」、④如封似閉、の4動作
- （注4）「雲掌」＝ ①単鞭、②雲手、③単鞭、の3動作
- （注5）「掙」＝ ①左攬雀尾「掙」、②右攬雀尾「掙」、の2動作
- （注6）「上歩」＝ ①野馬分鬃、②接膝拗歩、③穿梭、の3動作

以上